

令和2年度第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員会
(三条デイサービスセンター) 会議録

日 時	令和2年7月21日(火) 午後1時～午後3時30分
会 場	芦屋市役所北館4階 教育委員会室
出席者	委員長 1号委員 富田 智和 委 員 1号委員 小市 裕之 1号委員 和田 聡子 2号委員 神部 智司 2号委員 岩本 仁紀子 市出席者 企画部 部長 川原 智夏 マネジメント推進課 課長 島津 久夫 マネジメント推進課 主査 岡本 将太 マネジメント推進課 係員 井上 裕士 事務局 福祉部 部長 安達 昌宏 高齢介護課 課長 篠原 隆志 高齢介護課 係長 田尾 直裕 高齢介護課 係員 西村 勇一郎
事務局	福祉部高齢介護課
会議の公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 会議の冒頭に諮り、出席者の賛成多数により決定した。 [芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要] <非公開・一部公開とした場合の理由> 公開することで、募集内容、審査要領、配点の記載がある選定基準を、特定の法人が早く知ることにより、有利となる可能性があり、また公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 部長あいさつ
- (4) 出席者自己紹介
- (5) 委員長互選・副委員長の指名
- (6) 会議運営に関する説明等
- (7) 議題
 - ア 募集要項・業務仕様書について
 - イ 審査要領・選定基準について
- (8) 閉会

2 提出資料

- 資料1 委員名簿
- 資料2 スケジュール表(案)
- 資料3 募集要項(案)
- 資料4 業務仕様書(案)
- 資料5 審査要領(案)
- 資料6 選定基準(案)
- 資料7 三条デイサービスセンターパンフレット

3 審議経過

(1) 開会

事務局： 定刻になりましたので、ただ今から第1回三条デイサービスセンター指定管理者選定・評価委員会を開催させていただきます。

(2) 委嘱状交付

----- 委嘱状を机上配布 -----

(3) 部長あいさつ

----- 部長あいさつ -----

(4) 出席者自己紹介

----- 各委員自己紹介 -----

(5) 委員長互選・副委員長の指名

事務局： 次に芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第3条により、委員長は委員の互選によって定めることとなっており、また、副委員長は委員長が指名することになっております。

まず、委員長につきましては、いかがいたしましょうか。

小市委員： 富田委員にお願いするのは、いかがでしょうか。

事務局： 皆様いかがでしょうか。

----- 異議なしの声 -----

事務局： それでは富田委員、よろしく申し上げます。

それでは富田委員長、副委員長の指名をお願いします。

委員長： 副委員長は、神部委員にお願いしたいと思います。

事務局： ただいまご指名のありました、神部委員に副委員長をお願いいたします。それではこの後の議事進行につきましては、委員長をお願いいたします。富田委員長、よろしくをお願いいたします。

(6) 会議運営に関する説明等

委員長： では、はじめに、本日、和田委員が「Web会議システムを利用した会議の出席」をされておりますが、「芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則」第6条の規定により、この運用についてお諮りしたいと思います。

運用案について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「Web会議システムを利用した会議の出席について」は、総務省情報通信審議会が決定した運用方法を参考に、次のとおり運用したいと考えております。

- 1 委員長が必要と認めるときは、委員はWebシステムを利用して会議に出席することができる。
- 2 Web会議システムによる「出席」は、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第4条に規定する「出席」に含めるものとする。なお、Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなすが、システムが復旧して再度参加できた場合には、会議に復帰したものとみなす。
- 3 一つの会議においてWeb会議システムを利用する委員がいる場合には、委員の過半数が、委員長があらかじめ通知した開催場所に参集して会議に出席することで、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第6条に定める会議成立の定足数を満たすものとする。

以上でございます。

委員長： 事務局から説明がありましたが、「Web会議システムを利用した会議の出席について」の会の運用方法について、ご異議はございますか。

----- 異議なし -----

委員長： 事務局案に沿って本委員会を運営することとします。

委員長： 次に、本委員会の成立要件の確認をいたします。事務局から報告をお願いします。

事務局： 本日は委員定数5名中、過半数のご出席がございますので、本委員会は成立しております。

委員長： 次に、本委員会の公開、非公開についてお諮りいたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局： 芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、芦屋市情報公開条例第19条により、非公開情報が含まれる事項の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。

本日の審議におきましては、公開することで、募集内容、審査要領、配点の記載がある選定基準を、特定の法人が早く知ることにより、有利となる可能性があり、また公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため、非公開とすべきと考えております。

委員長： 事務局から説明がありましたが、会議を非公開とすることにご異議はございますか。

----- 異議なし -----

委員長： それでは、会議を非公開に決定します。

和田委員はWeb会議システムで参加いただいておりますが、周りに人はいない環境で参加いただいておりますでしょうか。

----- (和田委員) 問題なし -----

委員長： それでは、次に、議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局： 議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべき、とされているところですので、そのように取り扱いたいと考えております。

委員長： ただいま事務局から説明がありましたが、質問・意見はございますか。

----- 質問・意見なし -----

委員長： それでは、議事録の取扱いにつきましては、発言者名を含め、「非公開の趣旨を損なわない範囲で公開」とさせていただきます。

(7) 議題

ア 募集要項・業務仕様書について

委員長： それでは、本日の議題であります、「募集要項・業務仕様書」について事務局から説明をお願いします。

事務局： (事務局より説明)

委員長： それでは、質疑応答、意見交換等を行います。

小市委員： 仕様書に関する主な変更点について、変更した背景も含めてご説明いただけますでしょうか。

事務局： 前回からの大きな変更点は、非公募から公募になっておりますので、募集要項を初めて作成しています。

前回、非公募としていたとき、セーフティーネットという1つの理由がありました。議会でもご意見も頂きましたので、今回から非公募から公募にしています。

その中で、セーフティーネットをどう確保していくかを非常に重要と考えておりますので、できる限り重度の方の受入れや、虐待を受けておられるような方を含めて、そういった方を積極的に受入れられる施設となるように募集要項を作っています。

また、指定管理期間を3年から5年に変更しております。認知症の方などは、慣れ親しんだスタッフの介護を受けている中で、日々のスタッフが変ることで動揺などもございますので、スタッフの入れ替えや法人が変わること

の影響を鑑み、指定管理期間を今回は5年としています。

その他の大きな変更点は特にはございません。

神部委員： 募集要項14ページ目に緊急時の対応や、募集要項15ページに感染症のことなどが書かれています。募集要項1ページ目の「2 業務概要」の「(2) 管理運営方針」の中に、これらの緊急時の対応とか感染症等への対応の記載を追記する必要はないでしょうか。

事務局： 仕様書には緊急時の対応や感染症のことを記載していますが、募集要項にも修正が必要か、一度事務局で検討いたします。

岩本委員： 民生委員の立場からして、普段から高齢者の見守りをしていますが、今、セーフティーネットとおっしゃったのですが、大体1年間に何人ぐらいに對して対応されているのでしょうか。

事務局： まず、中・重度の方の受入れが、こちらの施設は30%を超えておりまして、中・重度の体制加算を取っています。そういった施設は市内で2か所か3か所ぐらいしか、今ないような状況です。

インシュリンなどの医療行為の必要な方や、ゴミ屋敷や虐待ケースなど地域で孤立しておられるような方で、なかなかサービスにつながりにくい、本人さんが行きたくないと言う方もいらっしゃると思いますけど、そこを上手にサービスにつなげるなどして、大体5名程度の受入れがあると、現在の事業者からは聞いています。

岩本委員： 市として、通所介護とか通所事業があつて、地域交流イベントと書いていますけど、今までもなさっていたのですか。

事務局： 地域とは、敬老会とか夏祭りとかも行事として地域と一緒に実施していますし、ボランティアの方にも逆にお手伝いいただくなど、毎年そういった行事等を行っている状況です。

やはり、市としても、地域に開かれた施設であることが必要と考えておりますので、運営に当たっては地域と一体となつてということ、ぜひお願いしたいと思っております。

和田委員： 公共施設維持管理マニュアルと、センターの平面図についての質問です。資料は平面図で1階部分が記載されていますが、建物は3階建てとあるので、2階・3階は使用していないという理解で正しいでしょうか。そのため、エレベーターは利用しないから、公共施設維持管理マニュアルにも出てきていないのでしょうか。

要するに、1階全部でバリアフリーとして完結しているのかと、施設のハード面についてお伺いしたいと思います。

事務局： 委員の御指摘のとおりでして、三条デイサービスセンターは三条分室という建物の1階部分のみでデイサービスセンターを実施しております。2階、3階は市の文化財の施設や、「コミスク」といったコミュニティ・スクールのお部屋とかがございまして、3階建ての建物の1階部分のみをデイサービ

スセンターとして指定管理運営になります。

図面を見ていただいたら分かりますように、ちょうどロビーの前に送迎車も入ってこられるような位置づけになっておりまして、送迎車を降りて、利用者は1階の部分で全てサービスが完結する。職員も一番左側にあります更衣室、相談室で、いわゆる職員の部屋もございますので、2階、3階の使用とかエレベーターの使用は発生しない状況でございます。

和田委員： それに付随して確認です。2階、3階は別の市の施設として活用されているということですが、ロビーも独立して別にあるという解釈でよろしいでしょうか。

事務局： 一般的には、平面図の左から2つぐらいに階段があるかと思います。その階段から2階、3階に上がっていただいて利用されるということですので、お会いする形にもなりますが、いわゆるロビーまで入ってくるようなことはないです。

事務局： 補足します。マネジメント推進課の島津です。

お配りしている図面ではわかりにくいですが、傾斜地に建っておりまして、2階、3階部分は2階から入れる入り口がございまして、1階は1階、2階は2階で、それぞれ出入り口がありますので、通常の利用では混在している形にはならないと思います。

もともと旧三条小学校の施設の跡利用をしていますので、階段としては1階から3階までつながっておりますけれども、今申し上げましたように、1階は1階、2階は2階という入り口がそれぞれあります。

和田委員： 独立しているという旨についてよく分かりました。公共施設維持管理マニュアルの安全性・トラブルという部分で、この施設が何かあったときに、2階・3階の方々とどういう関係にあるのか知りたかったため質問しました。このマニュアルとしては、1階部分のみで、どれだけ対応できるかで理解いたしました。

委員長： そのほかに、ご質問等はございませんでしょうか。それでは、内容の修正に関しては、募集要項に防災や感染症の内容を追記するかどうかを検討することをお願いいたします。

委員長： それでは、審査要領と選定基準に移りたいと思います。この点について、説明をお願いいたします。

事務局： （事務局より説明）

委員長： それでは、質問、御意見がある方は順次行っていただきたいと思います。

小市委員： 感染症対応について、数行程度で対応内容を記載されているのでは内容の判断も付けにくいので、実際に運用できるようなマニュアルなどをもとに判断するのはいかがでしょうか。

委員長： 数ページにわたるようなものでしょうか。

小市委員： はい。感染症についてはこれだけの社会的な影響を与えている事案ですので、運用にこれまで耐えられているものなのかどうかという確認が必要ではないかと見ていました。

委員長： 特に高齢者が多い施設は、その辺が結構重要になるのではないかと私も思います。

神部委員： 他市では、感染症対策についてもガイドラインとか、そういった基準を出して、その基準にきちんと適合しているかどうかで内容の評価もするという取組も見られますが、芦屋市では、法人が運営している福祉施設事業所に対する利用者の感染症対策に向けたガイドラインなどはございますか。

事務局： 国から感染対策の留意点について通知が出ておまして、それを市でも各事業所の方々にお送りして、報告が上がっております。今、市内事業者は、どこも感染症対策に取り組まれている状況ではあるかと思っておりますので、マニュアルなどもあるかと思っております。

また、陽性の方が施設内で発生した場合の対応策について、マニュアルにまとめている事業者もあります。そういう意味では、マニュアルの提出を依頼すれば、介護保険事業を運営している事業所であれば出てくるのかと思っております。

小市委員： 対策の具体的な中身とかの評価を、そういうガイドラインやチェックリストに則って行うのは最低限のことであり、そこにプラスアルファで独自性とか、さらに厳密な対策が講じられているかを見ていくことができるかなと思います。

事務局： 内容に関しましては、マニュアルを提出いただいて、後の面接などの際に確認させていただくのはいかがですか。

委員長： そうですね、そのような形でしたいと思います。

委員長： ほかに、いかがでしょうか。現指定管理者が応募された際に、この内部評価表の指摘内容についてどのような改善がなされたかは、何か別途書面を求めたりするのか、あるいはプレゼンのときにヒアリングで聞くのか、どのようになるでしょうか。

事務局： 引き続きであれば、当然、可能だと思いますし、どちらでも対応します。

委員長： 当然のように要求するものではないので、仮に現指定管理者が応募された際に、前回の改善報告については必ず提出が必要というものではないのですね。

事務局： そのようになります。

委員長： 指摘内容は、行政から指定管理者に内容は伝えられているのですか。

事務局： 内部評価表の指摘部分については、内部評価の人材育成とか、個人情報の管理とか、定期的な連絡の会議は、既に対応済みで取組はしていただいています。

委員長： 分かりました。

和田委員： 今、事務局から回答いただいたのですが、この5年間の間、所管課と社会福祉協議会の間で開催された定期的な打ち合わせの内容について、お聞かせいただけますでしょうか。

事務局： 平成28年10月から毎月、定期的な会議を開催することとなっています。引き続き、個人情報管理やコロナなどの様々な課題について、毎月、指定管理者と協議をしておる状況です。

和田委員： そうでしたら、課題内容については所管課も十分に社会福祉協議会と連絡は取り合って、改善もできているという認識でよろしいですか。

事務局： そうですね。課題に挙がっていた行政と指定管理者の定期的な協議については、あくまでも2016年のことですので、現在では取組はできているとご理解いただけたらと思います。

和田委員： ありがとうございます。

委員長： その他の質問はいかがでしょうか。

小市委員： 募集要項の様式の中で、自主事業について記入する様式がありましたが、自主事業はどの選定基準で見るとべきでしょうか。

事務局： 実際、今の事業所では自主事業は行っていません。デイサービスが主ですので、それ以外の用途に関する事業は、なかなか実施しにくいところもあると思っています。もし入れるとすれば、「2 管理体制」の「(3) 管理の質及び利用者サービス向上の取組」として、評価する形になるかと思っています。

委員長： 自主事業などの前向きな取組をされているところに関して、「2 管理体制」の中で評価するというところで、私自身も結構かと思っています。

委員長： その他の質問はいかがでしょうか。

神部委員： 募集要項の3ページ目、「(2) 業務の委託」とあり、指定管理者は業務の一部を第三者に委託することができますと書かれていますが、どのような内容が業務の一部となるのでしょうか。

事務局： 清掃業務や昼食調理などの委託は考えられるのかなと思います。通所介護事業につきましては、介護保険の、県の指定を受けて実施するところでの

で、この法人しかできないものとももちろん考えています。

神部委員： 指定管理者自身がそのような業務を他の企業に任せるとなると、それで認められてしまうのですか。

事務局： 仕様書の13ページの(4)ですが、施設の設置目的を達成するために実施する主要な業務については、指定管理者が自ら実施することを原則とし、業務内容の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部で、例として、清掃、器械設備、維持管理業務等と書かせていただいていますのと、市長の承認を得てと書いています。

もちろん、我々にそういった委託の内容があったときに、今想定しているのは清掃とか調理というようなものですので、介護保険事業を委託するようなことは、もちろん市としては承認しないことになります。

神部委員： ありがとうございます。

事務局： また可能性があるとするれば、送迎についても委託する可能性はあります。送迎、調理、清掃、いわゆる介護保険の規定で、先ほどの配置でありました介護職員とか、そういった規定のある部分、介護業務について委託することはないということで、結構かと思います。

神部委員： それは申請の段階で、この業務は委託するつもりか。あるいは、申請が通って指定管理者に指定されてから気づくということについては、そこまでは求めないのですか。

事務局： そこまでは求めてはないですけども、いわゆる面接の際に、委託等のことについて聞いていただくことは可能かなと思います。その際に、法人から、この部分については委託で考えておりますという返答はあるかなとは思いません。そういった際に、送迎であれば送迎の部分の運用などを確認する形になるのかなと思っています。

委員長： ほか、いかがでしょうか。それでは、追って検討する事項は事務局での検討をお願いしたいと思います。場合によっては、配点等の変更もあるかどうかも含めてご検討ください。

委員長： 最後に、委員会で指摘をいただいた内容の確認・調整等は委員長に御一任いただいたと思っておりますが、よろしいでしょうか。それでは、本日の委員会は終了したいと思います。

以 上